

別表第1 耐震改修計画策定費補助(第3条関係)

耐震改修計画策定費補助		
補助の対象者	次に掲げる要件を満たす個人 1. 西宮市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)を所有する者 2. 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅を所有する者	
補助の対象住宅	1. 下記のいずれかに該当する住宅。ただし、現況において、特定行政庁から「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条に規定する措置が命じられている住宅及び「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法による住宅を除く。 (1)耐震診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (2)平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (3)平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの	
補助の対象となる経費	1. 補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)。 (ただし、対象となる経費が耐震診断に要する経費のみの場合は、補助の対象としない。)	
補助金の額	戸建住宅	補助の対象となる経費に3分の2を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は20万円のいずれか低い金額
	長屋、共同住宅(マンションを除く。 (以下、本補助において同じ))	補助の対象となる経費(補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。)に3分の2を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い金額
	マンション	補助の対象となる経費(補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。)に、3分の2を乗じて得た額を上限とし、次の各号に定める額のいずれか低い金額(千円未満は切捨て) (1)補助の対象となる住宅の延べ面積に、以下のアからウまでに掲げる㎡単価を乗じて得た額を合算した額 ア 面積1,000㎡以内の部分は、2,400円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,000円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部分は、700円/㎡ (2)4,000千円

その他の事項	<ol style="list-style-type: none">1. 実績報告書に添付する耐震改修工事の見積書は、住宅改修業者登録制度に登録している事業者又は兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者が作成したものとしなければならない。2. マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のものをいう。3. 店舗等の用途を兼ねるものとは、その用に供する部分の床面積が、住戸ごとに面積の2分の1未満であり、当該用途を兼ねる住宅をいう。4. 兵庫県住宅再建共済制度は、家財再建共済制度を除く。5. 1棟の床面積のうち、居住の用に供する部分（住宅内に店舗等の居住の用に供しない部分がある場合は、その部分を除く。）の床面積が、2分の1未満である場合は、補助の対象としない。6. 補助の対象住宅を含む棟に、補助金の交付を受けようとする者以外の者が所有する部分が存する場合は、その者が本要綱に係る手続きがなされることについて、同意していること。7. 本事業とは別に、国の補助金又は交付金の交付について、併用することはできない。
--------	---

別表第2 別に定める事項

関係条項	耐震改修計画策定費補助
<p>(交付申請)</p> <p>第4条</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式第耐震1-1号(耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書) 2. 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1)住宅の建築時の建築確認通知書または検査済証 (2)住宅の登記簿謄本 (3)住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年が記載されたもの) (4)その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3. 住宅の付近見取り図 4. 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 5. 委任状(代理人が申請手続きを行う場合) 6. 区分所有の共同住宅の場合は次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1)交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2)戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3)管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4)店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 7. 別表第1の「その他の事項6.」がわかる同意書等 <p>※ 区分所有の共同住宅の申請においては、管理組合の理事長等が同組合の総会の議決書等を添えて、代表して申請することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 8. 確認書
<p>(変更交付申請)</p> <p>第8条第1項</p>	<p>(添付書類)</p> <p>第4条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>(遂行状況報告)</p> <p>第9条第1項</p>	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の遂行状況 2. 今後の見通し(完了予定年月日)および所見
<p>(実績報告)</p> <p>第10条</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式第耐震2-1号(補助金算定・精算書) 2. 交付決定通知書の写し 3. 様式第耐震3-1号(耐震診断報告書) 4. 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1)配置図 (2)平面図、立面図(耐震改修前後) (3)その他耐震改修計画内容が確認できる図書

	<p>5. 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し</p> <p>6. 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</p> <p>7. 耐震改修工事の見積書を作成した事業者の要件が確認できる書類</p> <p>8. 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)</p> <p>※ 区分所有の共同住宅の報告においては管理組合の理事長等が代表して報告することができる。</p>
--	---

別表第3 耐震改修工事費補助(第3条関係)

耐震改修工事費補助		
補助の対象者	戸建住宅、長屋および共同住宅(マンションを除く。(以下、本補助において同じ))	次に掲げる要件を満たす兵庫県民 1. 西宮市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)を所有する者 2. 所得が12,000,000円(給与収入のみの者にあつては13,950,000円)以下の者 3. 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅を所有する者
	マンション	次に掲げる要件を満たす者 1. 西宮市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)を所有する者 2. 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅を所有する者
補助の対象住宅	1. 下記のいずれかに該当する住宅。ただし、現況において、特定行政庁から「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条に規定する措置が命じられている住宅及び「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法による住宅を除く。 (1)耐震診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (2)平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (3)平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの	
補助の対象となる経費	1. 補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)(ただし、その経費が50万円未満の場合は補助の対象としない。) 2. 補助事業の対象となる耐震改修工事は、住宅改修業者登録制度に登録している事業者又は兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者で、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること。	
補助金の額	戸建住宅	補助の対象となる経費に5分の4を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は100万円のいずれか低い金額
	長屋、共同住宅	補助の対象となる経費(補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。)に5分の4を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は40万円に補助事業の対象となる者が所有する戸数を乗じた額のいずれか低い金額
	マンション	補助の対象となる経費に2分の1を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)を上限とし、次の各号に定める額のいずれか低い金額 (1)補助の対象とする部分の面積に、5,000円を乗じて得た額(千円未

		満は切捨て) (2) 10,000千円
事項 その他の		<p>1. マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のものをいう。</p> <p>2. 店舗等の用途を兼ねるものとは、その用に供する部分の床面積が、住戸ごとに面積の2分の1未満であり、当該用途を兼ねる住宅をいう。</p> <p>3. 兵庫県住宅再建共済制度は、家財再建共済制度を除く。</p> <p>4. 1棟の床面積のうち、居住の用に供する部分(住宅内に店舗等の居住の用に供しない部分がある場合は、その部分を除く。)の床面積が、2分の1未満である場合は、補助の対象としない。</p> <p>5. 補助の対象住宅を含む棟に、補助金の交付を受けようとする者以外の者が所有する部分が存する場合は、その者が本要綱に係る手続きがなされることについて、同意していること。</p> <p>6. 本事業とは別に、国の補助金又は交付金の交付について、併用することはできない。</p>

別表第4 別に定める事項

関係条項	耐震改修工事費補助
<p>(交付申請)</p> <p>第4条</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式第耐震1-2号(耐震改修工事住宅概要書) 2. 様式第耐震2-1号(補助金算定・精算書) 3. 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1)住宅の建築時の建築確認通知書または検査済証 (2)住宅の登記簿謄本 (3)住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年が記載されたもの) (4)その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4. 様式第耐震3-1号(耐震診断報告書) 5. 課税証明書(所得証明書)の写し(発行可能な最新のもの) 6. 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1)付近見取り図 (2)配置図 (3)平面図及び立面図(耐震改修前後) (4)その他耐震改修工事内容が確認できる図書 7. 改修工事に係る建築確認済証の写し(改修工事(増改築含む)に建築確認が必要な場合のみ) 8. 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類 9. 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)(マンションの場合を除く) 10. 委任状(代理人が申請手続きを行う場合) 11. 区分所有の共同住宅の場合は次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1)交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2)戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3)管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4)店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 12. 別表第3の「その他の事項5.」がわかる同意書等 <p>※ 区分所有の共同住宅の申請においては管理組合の理事長等が同組合の総会の議決書等を添えて、代表して申請することができる。</p> <p>※ 交付申請書を耐震改修計画策定費補助の実績報告と同時に提出する場合、上記3、4、6及び11の書類は当該実績報告書をもって代えることができる。</p>

	13. 確認書
(変更交付申請) 第8条第1項	(添付書類) 第4条関係の各添付書類に準じる。
(遂行状況報告) 第9条第1項	(報告事項等) 1. 事業の遂行状況 2. 今後の見通し(完了予定年月日)および所見
(実績報告) 第10条	(添付書類) 1. 様式第耐震2-1号(補助金算定・精算書) 2. 交付決定通知書の写し 3. 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書) 4. 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5. 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6. 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書)(マンションの場合を除く) 7. 委任状(代理人が申請手続きを行う場合) ※ 区分所有の共同住宅の報告においては管理組合の理事長等が代表して報告することができる。

別表第5 簡易耐震改修工事費補助(第3条関係)

簡易耐震改修工事費補助	
補助の対象者	<p>次に掲げる要件を満たす兵庫県民</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 西宮市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)を所有する者 2. 所得が12,000,000円(給与収入のみの者にあつては13,950,000円)以下の者 3. 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅を所有する者
補助の対象住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下記のいずれかに該当する戸建住宅。ただし、現況において、特定行政庁から「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条に規定する措置が命じられている住宅及び「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法による住宅を除く。 <ol style="list-style-type: none"> (1)耐震診断の結果、安全性がかなり低いと診断されたもの (2)平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性がかなり低いと診断されたもの (3)平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性がかなり低いと診断されたもの
補助の対象となる経費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助事業の対象となる住宅の簡易耐震改修工事に要する経費及びそれに伴う耐震診断、耐震改修計画策定に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)。 2. 上記1において、簡易耐震改修工事を伴わない経費は、補助の対象としない。 3. 補助事業の対象となる簡易耐震改修工事は、住宅改修業者登録制度に登録している事業者又は兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者で、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること。 4. 耐震診断・耐震改修計画の策定を自ら行った場合は、簡易耐震改修工事に要する費用のみを補助の対象とできる。
補助金の額	<p>補助の対象となる経費に5分の4を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は50万円のいずれか低い金額</p>
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 簡易耐震改修工事とは、安全性がかなり低いと診断された住宅を、安全性が低い住宅又は安全性を確保している住宅とする工事をいう。 2. 店舗等の用途を兼ねるものとは、その用に供する部分の床面積が、住戸ごとに面積の2分の1未満であり、当該用途を兼ねる住宅をいう。 3. 兵庫県住宅再建共済制度は、家財再建共済制度を除く。 4. 本事業とは別に、国の補助金又は交付金の交付について、併用することはできない。

別表第6 別に定める事項

関係条項	簡易耐震改修工事費補助
<p>(交付申請)</p> <p>第4条</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式第耐震1-3号(簡易耐震改修工事住宅概要書) 2. 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1)住宅の建築時の建築確認通知書または検査済証 (2)住宅の登記簿謄本 (3)住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年が記載されたもの) (4)その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3. 課税証明書(所得証明書)の写し(発行可能な最新のもの) 4. 住宅の付近見取り図 5. 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類 6. 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書) 7. 委任状(代理人が申請手続きを行う場合) 8. 確認書
<p>(変更交付申請)</p> <p>第8条第1項</p>	<p>(添付書類)</p> <p>第4条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>(遂行状況報告)</p> <p>第9条第1項</p>	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の遂行状況 2. 今後の見通し(完了予定年月日)および所見
<p>(実績報告)</p> <p>第10条</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式第耐震2-2号(補助金算定・精算書) 2. 交付決定通知書の写し 3. 様式第耐震3-1号(耐震診断報告書) 4. 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1)配置図 (2)平面図及び立面図(耐震改修前後) (3)その他耐震改修工事内容が確認できる図書 5. 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書) 6. 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る契約書の写し及び領収書の写し 7. 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 8. 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書) 9. 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)

別表第7 屋根軽量化工事費補助(第3条関係)

屋根軽量化工事費補助	
補助の対象者	<p>次に掲げる要件を満たす兵庫県民</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 西宮市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)を所有する者 2. 所得が12,000,000円(給与収入のみの者にあつては13,950,000円)以下の者 3. 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅を所有する者
補助の対象住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下記のいずれかに該当する木造戸建住宅。ただし、現況において、特定行政庁から「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条に規定する措置が命じられている住宅及び「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法による住宅を除く。 <ol style="list-style-type: none"> (1)耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2)平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (3)平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの
補助の対象となる経費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助事業の対象となる住宅に対して必要となる経費のうち、非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事及びそれと合わせて実施する耐震改修工事に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)。(ただし、その経費が50万円未満の場合は補助の対象としない。) 2. 補助事業の対象となる工事は、住宅改修業者登録制度に登録している事業者又は兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者で、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること。
補助金の額	50万円(定額)
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庇など軽微な部分を除き、屋根全体を軽量化しなければならない。 2. 店舗等の用途を兼ねるものとは、その用に供する部分の床面積が、住戸ごとに面積の2分の1未満であり、当該用途を兼ねる住宅をいう。 3. 兵庫県住宅再建共済制度は、家財再建共済制度を除く。 4. 本事業とは別に、国の補助金又は交付金の交付について、を併用することはできない。

別表第8 別に定める事項

関係条項	屋根軽量化工事費補助
<p>(交付申請)</p> <p>第4条</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式第耐震1-4号(耐震改修工事住宅概要書) 2. 様式第耐震2-3号(補助金算定・精算書) 3. 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1)住宅の建築時の建築確認通知書または検査済証 (2)住宅の登記簿謄本 (3)住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年が記載されたもの) (4)その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4. 様式第耐震3-2号(耐震工事業計画書) 5. 課税証明書(所得証明書)の写し(発行可能な最新のもの) 6. 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1)付近見取り図 (2)配置図 (3)平面図及び立面図(耐震改修前後) (4)その他耐震改修工事内容が確認できる図書 7. 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類 8. 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書) 9. 委任状(代理人が申請手続きを行う場合) 10. 瓦が土葺きであることがわかる資料 11. 確認書
<p>(変更交付申請)</p> <p>第8条第1項</p>	<p>(添付書類)</p> <p>第4条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>(遂行状況報告)</p> <p>第9条第1項</p>	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の遂行状況 2. 今後の見通し(完了予定年月日)および所見
<p>(実績報告)</p> <p>第10条</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式第耐震2-3号(補助金算定・精算書) 2. 交付決定通知書の写し 3. 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書) 4. 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5. 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6. 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書) 7. 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)

別表第9 除却工事費補助(第3条関係)

	除却工事費補助
補助の対象者	次に掲げる要件を満たす個人 1. 西宮市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)の所有者 2. 所得が12,000,000円(給与収入のみの者にあつては13,950,000円)以下の者
補助の対象住宅	1. 次のいずれかに該当する戸建住宅。ただし、現況において、特定行政庁から「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条に規定する措置が命じられている住宅及び「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法による住宅を除く。 (1)耐震診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (2)平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (3)平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの 2. 西宮市の市街化区域内に存する住宅であること。 3. 地震時の避難経路や緊急車両の進入路となる道路沿いに存すること。 4. 外壁から前面道路との境界線までの距離が、平屋の場合2m以内、2階建て以上の場合4m以内に建てられていること。
補助の対象となる経費	除却工事(市長が認めるものに限る)に係る経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)。
補助金の額	補助の対象となる経費の23%を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は40万円のいずれか低い金額
その他の事項	1. 補助事業者と除却工事の契約を行う事業者は建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に基づき、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)(建設リサイクル法)第21条に基づく登録を受けている者に限る。 2. 本事業とは別に、国の補助金又は交付金の交付について、併用することはできない。 3. 店舗等の用途を兼ねるものとは、その用に供する部分の床面積が、住戸ごとに面積の2分の1未満であり、当該用途を兼ねる住宅をいう。

別表第10 別に定める事項

関係条項	除却工事費補助
<p>(交付申請) 第4条</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式第耐震1-5号(住宅概要書) 2. 様式第耐震2-4号(補助金算定・精算書) 3. 除却する住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1)住宅の建築時の建築確認通知書または検査済証 (2)住宅の登記簿謄本 (3)住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年が記載されたもの) (4)その他住宅の建築年月を証明する書類 4. 除却する住宅の各階平面図及び様式第耐震3-1号(耐震診断報告書) 5. 課税証明書(所得証明書)の写し(発行可能な最新のもの) 6. 除却工事費用の見積書 7. 補助事業者と除却工事の契約を行う事業者が建設業法第3条に基づく許可又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)第21条に基づく登録を受けている者であるとわかる書類 8. 除却する住宅の付近見取り図及び現況写真(外観、内観及び外壁から前面道路までの距離がわかるものをそれぞれ1枚以上) 9. 委任状(代理人が申請手続きを行う場合) 10. 確認書
<p>(変更交付申請) 第8条第1項</p>	<p>(添付書類)</p> <p>第4条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>(遂行状況報告) 第9条第1項</p>	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の遂行状況 2. 今後の見通し(完了予定年月日)および所見
<p>(実績報告) 第10条</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式第耐震2-4号(補助金算定・精算書) 2. 交付決定通知書の写し 3. 除却工事に係る契約書の写し及び領収書の写し 4. 工事写真(工事前、工事中、工事完了時) 5. 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)